

男女共同参画基本計画改定 「中間整理」のポイント

男女共同参画基本計画に関する専門調査会 女性に対する暴力に関する専門調査会

①政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (「2020年30%化」の目標)

- ・2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組を推進。
- ・各分野でポジティブ・アクションに自主的に取り組むことを奨励。
- ・国家公務員I種事務系の女性採用割合の目標設定＝2010年度頃までに80%程度を目指す。

②女性のチャレンジ支援

- ・チャレンジ支援策を推進し、情報提供のワンストップ・サービス化。
- ・一旦家庭に入った女性の再チャレンジ(再就職、起業等)支援策を充実。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう企業の取組を促す。

③男女雇用機会均等の推進

- ・雇用分野において実質的な男女の均等を確保するための方策についての検討を進め、更なる男女雇用機会均等を推進。

④仕事と家庭・地域生活の両立支援と働き方の見直し

- ・仕事と家庭・地域生活の両立支援策を推進するため、男性も含めた働き方の見直しを大幅かつ具体的に推進。
- ・短時間正社員など質の高い多様な働き方を普及。特に、公務員について短時間勤務制度の導入を早期検討。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方について検討。

○当資料は、説明のために作成したものであり、引用等については、直接「中間整理」本文によられたい。

⑤新たな分野への取組

- ・新たな取り組みを必要とする分野(科学技術、防災・災害復興、地域おこし・まちづくり・観光、環境)における男女共同参画を推進。
- ・女性研究者の採用等拡大、育児等との両立支援。
- ・男女のニーズの違いを考慮した防災対策。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及。
- ・環境保全分野での女性の参画を拡大。

⑥男女の性差に応じた的確な医療の推進

- ・医療関係者及び国民に男女の性差に応じた的確な医療についての知識の普及を図る。

⑦男性にとっての男女共同参画社会

- ・男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報活動を推進。

⑧男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消。

○女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・被害者の保護や支援等の施策の推進。
- ・女性に対する暴力の予防のための対策の推進。

◆あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施

- 現行版「男女共同参画基本計画」については、「ジェンダーに敏感な視点」など、男女共同参画社会基本法との様々な乖離が指摘されてきたが、「中間整理のポイント」を見る限り、そうした指摘はほとんど無視されているように思われる。逆に「ジェンダーの視点」が一段と強調されるなど、基本法との乖離はますます広がっているような印象さえ受ける。

- 全てにおいて「女性」が誇張されすぎている
- 全体にこの国のアイデンティティとか、どのような国柄を築いてゆこうとしているのか、その上にたっての男女のあり方という視点が見えない。家族・地域社会・国家の中で男女がどういう役割を演じようとしていくのか、わかりやすく描いてほしい。「男は男らしく、女は女らしく」も非常に大切だ。
- 女性の形式的な参画ではなく、実質的な参画が必要であり、そのため女性の教育研鑽が必要である。

- 「あらゆる分野」→「各分野」
- 「ポジティブ・アクション」の言葉の意味を明確にする
- 「同じ点数なら女性を優遇」も逆差別ではないか
- 採用試験も枠の目標文ではなく、実質的な審査により枠が増加することが望ましい。

- 女性の生理的特質(体力・メンタリティー)への配慮を踏まえ」という文言挿入
- 育児専念後の女性の再就職の途を拡大することが望ましい。

- 少子化の視点が必要ではないか

- 「男らしさ」「女らしさ」や家庭での役割分担につき、その合理性も部分的に認められないか検討が必要

- 「男らしさ」「女らしさ」や家庭での役割分担につき、その合理性も部分的に認められないか検討が必要
- ジェンダーフリー思想を利用される危険な表現
- 強調→性差の撤廃→ジェンダーフリー強化の危険性

- 本当に「あらゆる分野」という表現で良いのか再検討

取りまとめに当たっての考え方

1. 男女共同参画基本計画(現行計画)

- ・男女共同参画社会基本法に基づき平成12年12月に閣議決定された、男女共同参画に係る初めての法定計画
- ・第1部：基本法制定までの経緯、計画の基本的考え方と構成
- ・第2部：11の重点目標それにつき「施策の基本的方向」(平成22年まで)、「具体的な施策」(平成17年度末まで)を記述
- ・第3部：施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な方策

- そもそも基本法が決定された経緯を透明性をもって公開して欲しい。政府の政策、即ち国や地方のあらゆる政策に全部男女共同参画という視点でチェックを入れていく今の推進のやり方が問題
- 男らしさ、女らしさを否定するジェンダーフリーの思想に対しては反対。間違った方向で男女共同参画を進めないよう配慮する必要がある。

2. 現行計画策定後の主な取組

- ・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置(平成13年)
- ・男女共同参画会議の主な活動
 - ①男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針等の調査審議
 - ②男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
 - ③政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査

- ④「男女共同参画社会の形成に及ぼす影響」→少子化や社会・家族のあり方の変化に対する影響(マイナス面)についても調査する
- 正しい男女共同参画が実現するよう政府の施策が実施される必要がある。男女共同参画の意義をじっくり考える必要があるのでないか。

3. 現行計画策定後の状況変化

- (1)長期にわたった経済活動の低迷と雇用環境の悪化が女性に及ぼした影響
- (2)グローバル化の進展
- (3)情報化・知的価値重視・文化の魅力
- (4)少子・高齢化と家族形態の変化
- (5)地域社会の変化等

- ④男女共同参画の考え方最優先で施策をすれば、当然の結果として少子化・家族形態の変化が起こるわけで、まさにマッチポンプというべき態度でナンセンス
- ④内容が既存の家族観、家庭観、結婚観を否定するものでないかどうかチェックが必要
- 加えて「行き過ぎた個人主義、性差の軽視、家族の崩壊などの弊害」「教育面での混乱」を取り上げるべき
- 男女共同参画の意義を十分認識の上、諸施策を展開する必要がある。

4. 中間整理の構成

- I : 現行計画の内容及びその後の状況を概観しながら中間整理に当たっての考え方を示す
- II : 「現行計画の達成状況・評価」、「施策の基本的方向」(平成32年(2020年)まで)、主な「具体的な取組」(平成22年(2010年)度末まで)
- III : 男女共同参画社会形成のための推進体制の整備・強化

- III. 「整備・強化」→「見直し」も追加すべき

1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(目標)あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。

- 「あらゆる分野」という表現が本当に必要か?
- 「ポジティブ・アクション」という言葉の意味を明確にする

(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

戻るの基本的方向

平成15年の「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」との男女共同参画推進本部決定に従い、国の政策・方針決定過程への女性の参画を進める。国や審議会等の女性委員割合の向上に引き続き取り組むとともに、女性国家公務員の採用・登用等を促進する。

主な具体的な取組

- ・国や審議会等委員への女性の参画の拡大について、新たな目標設定を検討する。
- ・2020年30%に向けて計画的に取組を進め、定期的にフォローアップを行う。
- ・常勤の国家公務員の短時間勤務制度の導入について早期に検討する。

国や審議会等委員に占める女性割合 (%)				
12年	13年	14年	15年	16年
30.2	30.7	30.2	30.0	30.1

国や審議会等委員に占める女性割合 (%)				
12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
30.2	30.7	30.2	30.0	30.1

女性公務員の登用割合 (%)				
12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
30.5	30.9	30.4	30.6	30.8

(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

戻るの基本的方向

地方公共団体における審議会等委員や公務員への女性の登用の促進のため、更なる推進のための支援・協力要請を行う。

主な具体的な取組

- ・都道府県等における審議会等の女性の参画について調査、情報提供を行う。
- ・女性地方公務員の採用・登用等の拡大について要請、情報提供を行う。

都道府県等における審議会等に占める女性割合 (%)				
12年	13年	14年	15年	16年
30.1	30.5	30.0	30.1	30.2

地方公務員に占める女性割合 (%)				
12年	13年	14年	15年	16年
30.1	30.5	30.0	30.1	30.2

女性公務員に占める登用割合 (%)				
12年	13年	14年	15年	16年
30.5	30.9	30.4	30.6	30.8

(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

戻るの基本的方向

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について広く協力要請を行う。また、ポジティブ・アクションに自主的に取り組むことを奨励する。

主な具体的な取組

- ・各分野における自動的な行動計画の策定について協力要請、支援を行う。
- ・企業・労働組合・経営者団体・教育・研究機関等各種団体等へ協力を要請する。

管理的職業定義事務に占める女性割合 (%)		研究者に占める女性割合 (%)	
12年	13年	14年	15年
0.2	0.9	0.8	10.1

研究者に占める女性割合 (%)				
12年	13年	14年	15年	16年
10.8	10.8	10.7	11.2	11.6

(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

戻るの基本的方向

女性の参画に関し定期的に調査・分析を行うとともに、ポジティブ・アクションについて、実効性ある措置の具体化を検討、推進する。女性の人材に関する情報提供を実施する。政策・方針決定過程の透明性を確保する。

主な具体的な取組

- ・女性の政策・方針決定過程への参画状況の調査、情報提供を行う。
- ・ポジティブ・アクションについて実効性ある具体的な措置のモデルの開発を進め、実績の蓄積に努める。

・ジェンダーエンパワーメント指数(GEM)の推移

	12年	13年	14年	15年	16年
位次順位	41/770	31/84	32/86	44/70	38/78

- 同じ女性の立場として、あらゆる分野に女性が進出して頑張ってゆくことには大賛成であるが、機会を平等にすることが原則であり、結果平等のような考え方方は賛成できない
- 形だけでなく、実質的に女性を活用するなら積極的に実施する必要がある

● 積極的に支援すること

- ジェンダー、ジェンダー学というは、性は社会的的文化に作られる。男性により女性は抑圧されているという見方により組み立てられている。
- ジェンダー論は、性差否定、区別は差別、結婚、家族をマイナスイメージでとらえ文化破壊を含む概念。男と女を調和でなく、対立的にとらえている。
- 男女差別解消は必要だが、ジェンダーという視点、手法を入れて解消していくことについて国民のコンセンサスは得られていない。
- この10年間が教育現場で、文化破壊、男女同質化(男女混合騎馬戦、林間学校で男女同室で宿泊させる)をし、過激な性教育で子供の人格破壊をしているのは、ジェンダー論をベースにしているから。
- 男女共同参画社会基本法の英訳(仮訳)The basic law for a gender equal societyはおかしい。基本法にも他の国でもgenderの言葉は使っていない。英訳を他の欧米国のように“Sex discrimination” “equal opportunity”などに変更すべき。

● 女性の出産後の再雇用制度など女性の職場進出の推進

● 女性に適した職務の開発の推進

- これはどのような指標なのか。「ジェンダー」の用語が適切か

- 「ジェンダーエンパワーメント指数」という表現を日本語の説明に改める

Ⅱ. 女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

(目標)社会制度・慣習が男女に与える直接的・間接的な影響を検討し、様々な社会制度・慣習の見直しについて男女共同参画の視点に立って行う。

- 個人の意識の中に、法律がどんどん入り込む危険性、精神革命をやっているとか思えない。あくまでも具体的な待遇や制度差別に限るべき。
- 家族や家庭という言葉が出てこない。個人主義中心の国づくりを目指しているように思える。家族の絆、地域の連帯、国を思う気持ちを育てるという方向の中での男女共同参画であるべき。
- 男女共同参画社会とジェンダーの概念との混同が起こっているのではないか。特にジェンダーフリーとは性差の否定であり、男女が共に人権を尊重し責任を分かち合う男女共同社会の実現とは意味を異にしたものである広報・啓発活動をさらに積極的に行うべきだ。ただし、男女の差別はよくないが、恥らいとたしなみ等、女らしさ、男らしさは失わぬよう区別をはっきりさせることだ。我が国はりっぱな家族制度のもとに、夫婦愛、兄弟姉妹愛、そして地域の中で地域愛、隣人愛やがて郷土愛が育ち、愛国心が育ち自國を誇りに思う

(1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣習の見直し

政策の基本的方向

政府の施策及び社会制度・慣習が男女に実質的にどのような影響を与えるかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響についての調査を更に進める。また、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に動くよう、社会制度・慣習について個人単位の考え方へ改めるなど必要に応じて見直しを行う。

主な具体的取組

- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査を内閣府及び各省政府において実施する。
- ・選択的夫婦別氏制度の導入については、国民意識の動向を把握しつつ、再婚禁止期間の短縮を含む制度改正とあわせ国民の理解が深まるよう努める。
- ・税制については、個人のライフスタイルに中立的な仕組みとしていくことが重要。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の拡大について積極的に検討を進める。

- 個人がどんな生き方をしようと自由であるが、それはあくまでも社会規範や、長い歴史の中から生まれた社会の秩序や慣習に触れないことが求められる。ましてや、個人単位の考え方方が全ての尺度などは、誰も決めていない。
- 「どのような生き方を選択しても…」はいいように使われるのでは
- 「どのような生き方を選択しても…」の表現は、結婚制度の否定・軽視につながるおそれがある。見直しまたは削除が必要
- 個人の尊重の意義は認めるが、誤った解釈により家庭や地域社会の崩壊を助長させることのないように記述を改めるべきである
- 少子化や社会・家族のあり方の変化に対する影響(マイナス面)について調査すべき
- 個人単位の考え方へ改めるなど、もってのほかである。
- 選択的夫婦別氏制度の導入について、現行版では「国民意識の動向を踏まえつつ、引き続き検討を進める」となっているが、「ポイント」では「国民意識の動向を把握しつつ…国民の理解が深まるよう努める」と、より積極的に推進していく立場が表明されている。
- 国自ら夫婦別氏制度の導入をすすめていくようでは困る。家族の絆を大切にすべき
- 政府与党においても、ましてや自民党において全く認知されていないことを勝手に国民に深めてよいはずがない。いつもこの問題の内閣府の統計のとり方も問題。
- 選択的夫婦別氏制度は党内でも賛否がある問題。方向性が定まっていない現在、記述すべきでない
- 明らかに夫婦別姓を志向(支持)していると思われ妥当でない。
- 選択的夫婦別氏制度は争いのある部分なので、特定の立場への誘導は避けるべき
- 「選択的夫婦別氏制度の導入」の理解が深まるよう努めるのか
- 選択的夫婦別氏制度をあたかね推奨するような文言は論外。結婚についてあまりに希薄で、その前に再婚のテーマが出るとは一方的取り組みである。
- 男女共同参画の為とは言いながら何故個人単位の考え方推進を図るのか。国としては日本の文化、伝統、家族などを踏まえて国民としての意識を育むべきで、これらを無視するような個人主義の推進とされるような表現が基本的方向として記述されているのは問題
- 税制について少子化対策、子育て支援が政府として重要な課題であるのに個人のライフスタイルに中立的とはどのような整合性があるのか
- 税制など、本当に家族のあり方と無関係でよいのか。個人単位の考え方方が家族の崩壊や行き過ぎた個人主義につながっていないか
- 税制についても個人のライフスタイルに中立的な仕組みとしていくことが重要とはまさに我が国のよき伝統の家族制度を崩壊する様な考え方である。
- 選択的夫婦別姓制度や再婚禁止期間の短縮を男女共同参画の前提にするのは如何なものか、いずれも慎重に検討する必要あり
- 「男女共同参画社会の形成」と「個人単位の考え方へ改める」とは無関係だと考える

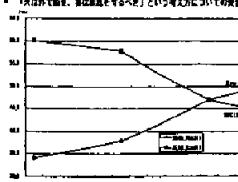
（2）国・地方、男女共同参画の広報・啓発活動の推進

施策の基本的方向

男女共同参画に関する認識を深め、「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）に敏感な視点を定着させるための広報・啓発活動を積極的に展開する。その際、男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を実施する。地方公共団体、NGO、経済界、マスメディア、教育関係の団体等との連携も図る。

主な具体的取組

- 男女共同参画の理念やジェンダーについて、わかりやすい広報・啓発活動を進める。
- 男女共同参画社会の形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭等への男性の参画を重視した広報・啓発活動を推進する。



- 「ジェンダーに敏感な視点」の定着について、現行版は「社会制度・慣習の見直し」の「具体的な施策」の箇所に示されているが、「ポイント」では「施策の基本的方向」の箇所にいわば格上げした形で掲げられている。その上で「主な具体的な取組」としても「男女共同参画の理念やジェンダーについて、わかりやすい広報・啓発活動をすすめる」とジェンダー概念が強調されている
- 誤った、あるいは意図的な解釈により施策が一人歩きする危険性が大きく、問題
- 現時点ですでに誤解を生じさせ、現場が混乱している元凶である「ジェンダー」の記述は削除すべきである
- 社会や会社などで性差別の解消、男女平等な社会の生育が男女共同参画の視点であろう。ならばあまりにもジェンダーに拘りすぎている。ジェンダーを削除しても不都合は生じないのでは
- ジェンダーという言葉を使うこと自体、地方の条例つくりに左翼が入り込むスキを与える。使うべきではない
- 「ジェンダーに敏感な視点…」「ジェンダー」という文言削除
- 敏感な視点を定着させることはよいのかもしれないが、いきすぎたものも多々あるので表現に注意が必要
- フェミニズム思想の中での定義を一般社会に強引に持ち込んでしまった
- 「敏感」の用語が合理性のある区別まで否定する考えにつながりかねないことから削除・変更すべき
- 具体的な取組みの部分において、男らしさ・女らしさや家庭での役割分担につき、その合理性も部分的に認められないか検討が必要
- グラフ統計のプラス面マイナス面の検討が必要
- 男女共同参画について正しい広報啓発活動を行う必要がある。間違ったジェンダーフリーの思想については要注意のこと
- 「ジェンダーに敏感な視点」に対しての具体的定義がなく、「敏感な視点」→「男女の性差をなくそうとする考え方」→「ジェンダーフリー教育」へつながっている。後天的なジェンダーよりも先天的な性差（セクス）が男女差を形づくることは科学的に証明されており、「セクスよりジェンダーが優先する」との拡大解釈を招く表現は改めるべき

（3）法律・制度の理解促進及び相談の充実

施策の基本的方向

法律・制度の理解の促進を図るとともに、政府の施策に対する苦情の処理や人権が侵害された場合の被害者救済の体制を活用し、相談体制の充実を図る。

主な具体的取組

- 政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済について、行政相談制度や人権擁護機関等の制度を積極的に活用する。

- 「苦情の処理」部分が、地方自治体発行のパンフなどへの行き過ぎたチェック機能を果たしている
- 「人権擁護機関等…」部分が人権擁護法案につき、特定の立場への誘導とならないか
- 家族の育児・介護を「無償労働」と捉えるのは問題がある
- 国会の場での政府答弁にあるように、「ジェンダーフリーと男女共同参画社会の形成は異なる」ことをまず周知していくべき
- 「基本法、基本計画」とともに「人権が侵害された場合」の定義があいまいであり、「ジェンダーフリー教育への批判」→「人権侵害」と、拡大解釈されるおそれがある

（4）男女共同参画にかかる調査研究、情報の収集・整備・提供

施策の基本的方向

男女共同参画社会の形成に関する総合的・基本的な課題について、調査研究を進め、統計情報等につき、可能な限り、個人、世帯員、従業者、利用者等の性別データを把握する。育児・介護等の無償労働について実態把握に努める。

主な具体的取組

- 男女共同参画をめぐる国民の意識、苦情の処理等につき、定期的に実態を把握する。
- 統計情報等について性別データの把握に努める。

- 少子化や社会・家族のあり方の変化に対する影響（マイナス面）についても調査すべき
- 無償労働に育児をいれることには問題がある。保育所等での育児もあるが、乳児に関しては好ましくない。乳児は成長発育の変化が大きく、できる限り毎日接している両親により育まれるべきで、幼児以降と同列ではなく考えるべき。また無償労働というと対価のない労働で犠牲を強いられているようなニュアンスがあるが、育児を好ましくない労働と位置づけるような捉え方をしていては少子化対策を掲げる政府として問題ではないのか。育児には子供が成長していくことへの喜びが伴うことがより注視されるべきだし、その喜びが対価とも取れるのではないか
- データによる実態把握は意味があるが、この記述の根底に「女性が無償労働を強いられている」との認識があるように思えて不快である。育児・介護等が一方的に女性の負担にならないよう努めることは重要だが、同時に育児等が真の喜びに感じられる社会にしていくことが最も重要であろう
- 専業主婦の役割を重視すべきであり、育児介護などを無償労働ととらえること自体間違っていると思う
- 「無償労働」部分は「分担」ないし「実態」に直す
- 「無償労働」という言葉が必要ないのでは
- 「無償労働」文言 要削除
- 「無償労働」部分 根本的な考え方の間違い

3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

(目標)雇用等の分野において女性が男性と均等な機会を得て、活躍できる状況を実現する。

(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

施策の基本的方向

男女雇用機会均等法に基づく積極的な行政指導により男女の均等な機会と待遇の確保の徹底を図る。また、企業におけるポジティブ・アクション促進のための施策を積極的に展開する。さらに、職場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の徹底を図る。

主な具体的取組

- ・男女雇用機会均等の更なる推進を図る。
- ・男女間の賃金格差の解消を図る。(平成16年、男性:女性=100:87.6)
- ・企業のポジティブ・アクションの自主的取組を促進する。

- 「ポジティブアクション」の言葉の意味を明確にする
- 「セクシャルハラスメント」部分 微妙な感覚の問題であり、ゆき過ぎないように
- 「男女間の賃金格差」は、「性が違うことによる格差」と改めるべき。(職種の差に基づくものは除く)
- 給与につき、生活給なる側面も考慮する必要がある

(2) 母性健康管理対策の推進

施策の基本的方向

妊娠中及び出産後も継続して働き続ける者が増加しており、これら女性労働者が引き続きその能力を十分に発揮する機会を確保するための環境を整備する。

主な具体的取組

- ・妊娠・出産を理由として雇用管理面で不利益な取扱いを受けることのないようとする。

- 選択の自由を確保するための環境整備にすべき。本来は幼児の段階は母親が育てるべきだという認識が基本であり、それを補完する為の環境でありたい。そして職場復帰が可能な制度の構築が大切
- 「シェンダーエンパワーメント指数」という表現を日本語の説明に改める
- 容易に出産出来る体制を確立する必要がある
- よりよいお産と授乳体制の支援の実態調査をする

(3) 女性の能力発揮促進のための援助

施策の基本的方向

女性が能力を十分に発揮できるように能力開発等を積極的に推進する。育児等のために退職した女性の再就職支援の充実を図る。

主な具体的取組

- ・在職中の女性に対する能力開発を支援。
- ・育児等を理由に退職した者の再就職先として正社員も含めて門戸が広がるよう、企業等の取組を促す。

- 女性の再就職の方法についてインターネットの活用など新しい形の勤務形態など開発の必要がある

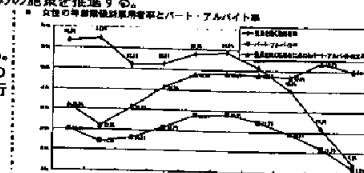
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた雇用環境の整備

施策の基本的方向

労働者が多様かつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの業務や能力に応じた適正な待遇・労働条件が確保されることは重要な課題であり、短時間正社員やフレックスタイム制など質の高い雇用形態を普及していく。また、パートタイム労働者の雇用管理の改善については、今後とも必要な法的措置が着実に行われていくべきという前提の下に、パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡を考慮した待遇の改善等、多様な働き方の雇用の質の向上のための施策を推進する。

主な具体的取組

- ・短時間正社員等の普及を図る。
- ・短時間労働者への厚生年金の適用の在り方にについて検討を行う必要がある。



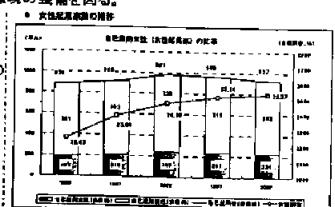
(5) 起業支援等雇用以外の就業環境の整備

施策の基本的方向

女性を含めた起業支援策の充実を図る。また、在宅就業等雇用以外の働き方も多様化が進んでいくことから、その就業環境の整備を図る。

主な具体的取組

- ・起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談、学習機会の提供のほか、起業後の経営についてのフォロー、助言等の支援の充実を図る。



4. 農山漁村における男女共同参画の確立

(目標) 農山漁村における男女共同参画を確立する。

(1)あらゆる場における意識と行動の変革

■ 施策の基本的方針

農山漁村の女性の地位の向上に向けた啓発活動等を行うとともに、統計情報等の収集・整備を行う。また、男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成する観点からの食育を推進する。

■ 主な具体的取組

・林業・漁業を含め、農山漁村の統計情報等について性別データの把握に努める。
・男女を問わず国民一人一人が健全な食生活を実現するための能力を養成するため、食料や食生活に関する情報提供等を行なう。

(2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

■ 施策の基本的方針

都道府県における女性の参画目標を踏まえ、市町村・農協等地域段階におけるより具体的な目標設定を加速化する。また、目標の達成に向けたフォローアップの強化等を推進する。さらに、費用後のサポート体制の強化を図る。

■ 主な具体的取組

・農協の女性役員、女性の農業委員等の参画目標の設定及びその達成に向けた定期的なフォローアップの強化等を推進する。

農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移 (単位:人、%)			
年 齡	12年	13年	14年
農業委員会	59,254	58,881	58,813
うち女性	1,081	1,318	2,201
女性の割合	(1.82)	(2.24)	(3.69)
農協役員会員数	5,240,785	5,202,171	5,149,940
うち女性	745,719	703,745	783,868
女性の割合	(14.25)	(14.80)	(15.22)
漁協役員会員数	32,003	29,154	26,076
うち女性	187	213	205
女性の割合	(0.59)	(0.72)	(0.62)
漁協正規雇員数	275,715	267,361	260,286
うち女性	15,855	16,248	15,145
女性の割合	(5.68)	(5.72)	(5.62)
漁協員会員数	17,874	17,361	16,401
うち女性	43	47	49
女性の割合	(0.24)	(0.27)	(0.30)

(3)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

■ 施策の基本的方針

農林水産業で重要な役割を果たしている女性の経営上の位置付けを明確化する。また、新規参入を含めた農林水産業の経営及びこれに関連する起業活動等への女性の一層の参画のための環境整備を進める。これらを効果的に推進するため、家族経営協定や農業経営の法人化などの具体的な手法の普及・拡大・有効活用を図る。

■ 主な具体的取組

・家族の話合いをベースとする家族経営協定の締結の促進、フォローアップ活動の体制整備を進めめる。
・女性の個別実現形促進のための金融面を含む各種の支援手法の検討等を行う。

農業経営協定の締結実績 (単位:戸)			
年 齡	12年	13年	14年
全 戸 数	1,126	1,100	1,090
うち女性	118	140	130
女性の割合	(10.45)	(12.73)	(11.82)
中 戸 数	2,250	2,175	2,075
うち女性	216	215	195
女性の割合	(9.55)	(9.81)	(9.44)
大 戸 数	207	195	194
うち女性	19	18	17
女性の割合	(9.65)	(9.38)	(8.87)
中大 戸 数	423	410	400
うち女性	40	38	38
女性の割合	(9.45)	(9.23)	(9.50)
全 戸 数	4,864	4,745	4,725
うち女性	472	288	1,224
女性の割合	(9.65)	(6.02)	(26.51)
中 戸 数	1,121	1,090	1,070
うち女性	104	104	104
女性の割合	(9.15)	(9.55)	(9.72)
大 戸 数	143	135	135
うち女性	13	13	13
女性の割合	(9.05)	(9.77)	(9.77)
中大 戸 数	377	365	355
うち女性	35	35	35
女性の割合	(9.24)	(9.55)	(9.86)

(4)女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

■ 施策の基本的方針

住みやすい生き生きと活動しやすい環境づくりを推進する。特に労働、家事・育児・介護等の負担をより多く担っている女性の負担を軽減するための施策の推進が不可欠。また、農山漁村に興味のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。

■ 主な具体的取組

・育児や介護との両立を支援するための施設の整備及び各種サービスの充実を図る。
・消費者との交流や、商工業、観光業など異業種との連携・ネットワーク化を進める。

- 「あらゆる場における意識と行動の変革」部分 いったい何の権限でここまで言い切れるのか
- 農村を守って来た女性の役割は大きい機械化と共に女性の新しい役割をどのように考えて行くか課題である

(5)高齢者が安心して活動し暮らせる条件の整備

■ 施策の基本的方針

農山漁村における更に高齢化が進行する中、高齢農業者等の経験・知識の活用が必要。また、女性の介護負担を軽減するためのヘルパー制度を始め各般の施策を進める。

■ 主な具体的取組

・介護負担軽減に向けた配食サービスの推進等高齢者の生活支援体制整備を進める。

- 女性の役割の検討と評価が必要
- 「育児、介護等の無償労働」と批判的にとりあげているが、これはジェンダー論の考え方を含んでいる。「近代的個別家族は妻の室内奴隸性の上に築かれている」(エンゲルス「家族、私有財産、國家の起源」)という視点を今や多くの大学生が学ばされて、家事育児親がゆがめられている。家族の構成員が愛と献身の視点から想いあうものであり、健康な「家族尊重の視点」を入れるべき

- 「女性の介護負担を軽減…」部分 女性に限定する必要があるか

5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

(目標)仕事と家庭生活の両立支援、働き方の見直しを進めるとともに、家庭、地域生活における男女共同参画を進め、両立基盤を整備する。

(1)仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

施策の基本的方向

仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進める。特に男性が家庭生活に積極的に参画することができる環境整備を進める。また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

主な具体的取組

- 育児休業を取得しやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。
- 短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の導入を目指す。
- 男性の育児休業の取得をはじめとする男性の子育て参加促進を進める。

育児休業取得率

	11年度	14年度	15年度
男性	0.42%	0.33%	0.44%
女性	56.4%	64.0%	73.1%

※平成11年度及び14年度は5人以上の事業所、平成15年度は30人以上の企業

- 「男性の育児休業の取得…」これを本当に多くの人が望んでいるかが疑問
- 仕事と育児あるいは介護などの両立は大切である。女性が仕事を続けしかも育児する幸せを実感してもらいたい。その願いを解決する為に育児休業制度は有効な支援策である。ただ0~3才は主として母親の果たす役割が大きい。父親が休業してまで育児する必然性ではなく“社会に貢献する父親”が大切である。発達段階にあわせ父親の出番がある。一般論として男性の育児休業の取得は子にとっても勧める政策でない。母と父の役割を十分理解し、女性にとって一定期間の育児休業が取得できる制度を徹底し、両立の支援を行いたい
- 育児に付す男女の役割は異なる面があつてもよいのではないか

(2)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

施策の基本的方向

「少子化社会対策大綱」及び「子ども・子育て応援プラン」における子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。

主な具体的取組

- 「待機児童ゼロ作戦」、多様な保育サービス、放課後児童対策のより一層の充実など、子育て家庭がどこでも必要ときに利用できる保育サービス等を充実する。
- 母子家庭等の母の生活の安定と自立の促進に向けた取組を積極的に推進する。

待機児童数の推移

	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月
待機児童数	21,201	25,447	26,343	24,245
対前年同月比		4,246	936	△2,198

- 仕事をもつていない専業主婦の子育てにも保育サービスがいきとどくようにしなければならない。働く人の子供だけを助けるのではなく、あらゆる母親の子育てを支援する体制を
- 病児保育など真に必要な時に速やかに対応できる体制づくりが急がれる
- 核家族化・孤立化の進む都市部において子育てを終え、社会的にもリタイアしたような世代の家庭の支援を得て「擬似祖父母」のような制度の工夫が必要と思われる
- いたずらに保育時間を延長する事がないように。子供からの視点を大切に。母親にとっての両立支援ではなく子供の立場から考えることが一番大切

(3)地域社会への男女の共同参画の促進

施策の基本的方向

地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

主な具体的取組

- 多様なライフスタイルを持つ男女の地域活動への参加を促進するための広報・啓発を行う。
- ボランティア活動の全国的な展開を推進する。

ボランティアセンターにおいて把握している地域活動に参加しているボランティア数

	12年	13年	14年	15年
ボランティア数	7,120,950人	7,219,147人	7,396,617人	7,791,612人

- 「多様なライフスタイルをもつ男女…」部分 ジェンダーフリー教育(結婚制度否定など)に利用されるおそれがある表現。単に「男女の…」でよいのでは
- 男女それぞれが男女の違いを認識した上で、積極的に地域活動に参画することが望ましい

6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

(目標)年齢や障害の有無にかかわらず、男女がいきいきと安心して暮らせる社会を目指す。

(1)高齢者の社会参画に対する支援

施策の基本的方向

高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。特に高齢者が長年培った技能、経験等を活用し、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

主な具体的取組

・高齢者の社会参加に対する男女共同参画の視点に立った支援を促進する。

- 子育て世代の家庭の支援に高齢者の活用を真剣に検討したい
- 高齢者については男女の違いのあることを考慮することが必要

(2)高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築

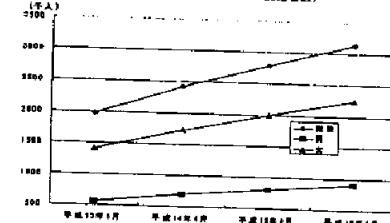
施策の基本的方向

介護の負担を女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして創設された介護保険制度を着実に実施していく必要がある。また、介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

主な具体的取組

・介護保険の給付内容をより効果のあるものに見直す。
・多様で柔軟な形態の提供が可能となるような介護サービス体系を確立する。
・介護予防を進めるため、新予防給付及び地域支援事業を創設する。

・介護保険サービスの利用状況(介護サービス受給者数)



- 家族全員で介護をしている人たちへの配慮も必要

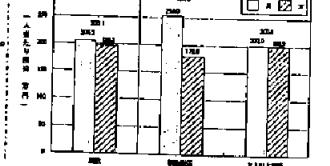
(3)高齢期の所得保障

施策の基本的方向

若年期から老後に備える自助努力を支援するとともに、公的年金制度を中心とする各種の制度の維持安定に努める。その際、低所得の女性が増加しないよう、各種制度・施策の検討に当たって配慮する。

主な具体的取組

・若年期から教育・雇用・就業、資産形成等における自助努力を支援する。
・公的年金制度を中心とする各種施策を推進する。



- 「低所得の女性が増加しないよう」部分 低所得の男性は増加しても良いのか
- 「低所得の女性が増加しないよう」部分 「低所得者が増加しないよう」でよい
- 介護保険サービス利用状況表 男女差は平均寿命の差のみに起因するのか検証すべきではないか

(4)障害者の自立した生活の支援

施策の基本的方向

「ノーマライゼーション」の理念に基づいた社会を構築し、「完全参加と平等」の実現を目指す。その際、あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視する。

主な具体的取組

・障害のある女性のニーズへの対応に配慮しつつ、各種施策を推進する。

- 何故、女性に特化するのかわからない。障害のある方には老若男女問わず配慮するのは当たり前。このようにあらゆることに男女共同参画の視点を入れ込むことが常識とされてくるのである
- 「あらゆる場面で障害のある女性への配慮を重視」部分 逆差別につながらないか
- 「障害のある女性のニーズ」部分 何を意味するのか不明
- 「女性」という言葉が必要か
- 高齢者および障害者については女性だけでなく男女共に配慮する必要がある

(5)高齢者及び障害者の自立を容易にする社会基盤の整備

施策の基本的方向

社会基盤の整備に当たって、日常的に利用する女性や高齢者、障害者等のニーズが十分に反映されるよう努める。

主な具体的取組

・住宅及び公園の整備を含む高齢者及び障害者が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

- 「日常的に利用する女性や高齢者・」部分 女性を特記する必要はないのではないか
- 女性という言葉が必要か

7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

〈女性に対する暴力に関する施策の基本的な方向についての中間整理〉

(目標)女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

(1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

施策の基本的方向

暴力を予防し、容認しない社会の実現を目指し、広報啓発活動を一層推進する。加害者については、撲滅・社会内処遇の充実・強化を図り、再犯防止に努める。

主な具体的取組

- ・若者や高齢者を含む国民各界各層に対して広報啓発を行う。
- ・女性に対する暴力の加害者及び被害者となることを防止する観点からの予防啓発プログラムの作成及びそれを用いた予防のための取組を進める。

- 男女共同参画の問題ではない。教育、子育ての根本問題であり、未成熟・わがまま・自由放任のまま家庭をもつことが大きな原因。一つの原因是むしろ男女共同参画のゆき過ぎたジェンダーフリー教育によって男らしさ(決して女性をなぐったりしてはいけないという道徳観等)、女らしさ(男性に比べたらやさしい物言いをする等)の徹底否定が家庭内での必要以上のぶつかり合いに影響していることは否定できないと思う(若年層で)

(2)配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

施策の基本的方向

配偶者暴力防止法を踏まえ、保健命令制度の適切な運用や被害者の自立支援等の施策を進める。また、配偶者からの暴力は児童虐待と関連が深いことにも留意する。

主な具体的取組

- ・配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策を積極的に推進する。

(3)性犯罪への対策の推進

施策の基本的方向

加害者の責任を厳正に追及するとともに、被害者が安心して被害を届け出しができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。被害者が心理的外傷等心身に深い傷を負っていることに十分配慮し、その被害を回復するための施策の充実に努める。

主な具体的取組

- ・関係省庁間で性犯罪受刑者の出所後の所在等の情報を共有し、性犯罪者に対する多角的な調査研究を進めなど、総合的な性犯罪者の再犯防止対策を進める。
- ・加害者について、矯正処遇や社会内処遇の充実・強化を図るとともに、教育プログラムの受講の義務付けやそのための体制等について研究・検討する。
- ・盗撮について、加害者を厳正に処罰するための法整備について検討する。

- 「啓発活動を推進する」部分「啓発活動及び教育の改革を推進する」と追加
- ジェンダーフリーの思想に基づく性に関する女性の自己決定思想を排除し、正しい性教育をする必要がある
- 売春対策について、「児童の売春防止」と健全育成について書き込む

(4)売買春への対策の推進

施策の基本的方向

国際的動向にも配慮しつつ、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに、売買春の被害からの女性の保護や社会復帰支援のための取組を進める。

主な具体的取組

- ・児童買春の取締りに積極的に取り組む。
- ・性を商品化するような風潮を一掃するため、啓発活動を推進する。

(5)人身取引への対策の推進

施策の基本的方向

人身取引の防止及び撲滅と被害者の保護のため、刑法法令の厳正な運用とともに、被害者の保護の観点を重視しつつ、総合的・包括的な対策を推進する。

主な具体的取組

- ・人身取引対策行動計画に沿って、関係施策を積極的に推進する。
- ・改正刑法、人権法及び風営適正化法の施行後は、その適切な運用に努める。

(6)セクシャル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的方向

企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、心理的なケアが必要な被害者からの相談体制の充実を図る。また、大学はじめ教職機関等においても徹底した防止対策をとる。

主な具体的取組

- ・企業への周知啓発、是正指導、セクシャル・ハラスメントカウンセラーの活用等による相談対応を行う。
- ・加害者の教職員に対し、懲戒処分も含め厳正な対処を行い、公表について検討する。

(7)ストーカー行為等への対策の推進

施策の基本的方向

既存規制が適切で、被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法の仕組み等について広報活動を推進する。

主な具体的取組

- ・被害者の立場からより適切かつ厳正な支援・相談等に努める。

8. 生涯を通じた女性の健康支援

(目標)女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る。

■ 現行版での「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」という言葉の代わりに「ポイント」では「性と生殖に関する健康」という言葉を使用。学校教育における性教育についても「心のつながりも重視し、発達段階に応じた適切な性教育の実施」と謳っている。「リプロ」に対する各方面からの厳しい批判を受けての変化として注目すべき

(1) 生涯を通じた女性の健康の保持増進

施策の基本的方針

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようとするための健康新教育、相談体制を確立するとともに、性差に応じた的確な医療である性差医療を推進する。特に女性については、人生の各ステージに対応した適切な健康の保持増進ができるよう対策を図る。また、スポーツ活動を通じた健康の保持増進を図る。

主な具体的取組

- ・健康問題について、心の悩みも含め安心して相談できる体制づくりを推進する。
- ・女性の生涯を通じた健康保持対策を推進する。
- ・医師、医療関係者及び国民に性差医療についての知識の普及を図る。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

施策の基本的方針

妊娠・出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、安心して安全に子どもを産むことができるよう支援する。また、不妊に悩む男女が多いことから、その対策を推進する。

主な具体的取組

- ・若年層の望まない妊娠の増加などが見られる今日、性と生殖に関して健康であることの重要性について、発達段階に応じて男女ともに正確な知識を持ち、自ら判断して健康管理を行うことができるようになるとともに、自分自身を大切にし、相手の心身の健康についても思いやりを持つことが重要である。そのため、学校において心のつながりも重視し、発達段階に応じた適切な性教育を実施していく。
- ・不妊で悩む男女が安心して相談できるようにするとともに、生殖補助医療等に関する正確な情報の提供を行う。

- 「若年層の望まない妊娠の増加…」部分 この事実を肯定的に捉えているのか
- 「性と生殖に関して健康であることの重要性」部分 「性と生殖に関して健康であること及び少子化社会の深刻性、家族の重要性」と追加
- 性と生殖に関して健康であるだけでなく、健全で健康でなければならない。発達段階に応じて正確な知識を持つことは必要である。それゆえ正確な知識を持ち、自ら判断できるようになるには心身とも十分に発育していなければならぬ。よって自ら判断して健康管理を行うこと。またはそのように指導するには小児が十分に発育してからにするべき
- 「発達段階に応じて」部分 もっと明確に定義しないと過激な性教育につながる
- 「自ら判断して」部分 駄った「性の自己決定」教育につながらない歯止めが必要
- 「自ら判断して」部分 若年層の「自ら判断」だけでは困る
- 「心のつながりも重視し」部分 意味はどういうことか
- 「発達段階に応じた適切な性教育を実施」部分 表現があいまい。「学習指導要領にそった…」などの表現が必要では
- 「適切な性教育を実施していく」部分 「また、行き過ぎた性教育が行われていないか検証を行う」を追加
- 妊婦の支援、性教育について産めるかどうか悩んでいる妊婦支援策を入れる。また、性教育については、文科省の方針である学習指導要領にしたがつたもの、子供の心、発達段階に応じたもの、親の理解が得られるものをふまえ、生命尊重と人格教育の視点から書くべき。5年前の基本計画にあった“性の自己決定能力を高める教育”といった書きぶりは無くなっているが、この書きぶりを見ると性技術教育の暴走を止められるか危惧。

(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

施策の基本的方針

HIV／エイズ及び性感染症の予防から治療までの総合的な対策を推進する。薬物乱用対策の強化を図る。また、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等対策を推進する。

主な具体的取組

- ・HIV／エイズの総合的な対策を推進する。
- ・性感染症の予防から治療までの対策の強力に推進する。
- ・薬物乱用防止の徹底、喫煙、飲酒の健康被害に関する正確な情報の提供を行う。
- ・職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図る。

- 「性感染症の予防から…」部分 「貞操教育」の観点も必要でないか

9. メディアにおける男女共同参画の推進

(目標) メディアにおける女性の人権の尊重を確保し、男女共同参画を推進する。

(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

施策の基本的方向					
メディアにおける方針決定過程への女性の参画が促進されるよう、メディアの自主的取組を促す。メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うようその取組を促す。さらに、情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディア・リテラシー)の向上のための支援を積極的に行う。また、女性が情報通信技術を十分活用できるよう支援を行う。					
主な具体的取組					
・メディアにおける方針決定過程への女性の参画の拡大について、各メディアの自主的取組を促す。					
・メディア全般についての第三者機関の在り方に關し、諸外国の例について研究する。					
・学校教育・社会教育を通じて、情報を主体的に収集・判断等できる能力の育成に努める。					
・長期間離場を離れた女性に対し、情報通信技術の習得の機会を広げる。					
組織社における女性の割合 (%)					
日本放送協会(NHK)における女性の割合 (%)					
12年	13年	14年	15年	16年	
企画委員会に占める女性の割合	3.8	10.0	10.4	10.4	11.4
企画委員会に占める女性の割合	20.3	19.9	21.0	20.0	21.2
企画委員会に占める女性の割合	9.1	9.5	10.0	10.5	10.7
企画委員会・専門部に占める女性の割合	2.4	2.6	2.7	2.9	3.9
局放送における女性の割合 (%)					
企画委員会に占める女性の割合 (%)					
12年	13年	14年	15年	16年	
企画委員会に占める女性の割合	29.7	20.8	29.8	20.5	20.7
企画委員会に占める女性の割合	8.8	7.7	7.9	7.9	6.5

(2) 国の行政機関の作成する広報・出版物等における性差別につながらない表現の促進

施策の基本的方向

国は行政機関自らが行う公的広報等における表現が性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮する。また、この点に関する地方公共団体や民間のメディアにおける自主的取組を奨励する。

主な具体的取組

- 「公的広報の手引」の国は行政機関、地方公共団体、民間のメディア等に対する周知と普及を図る。
- 政府広報や各府省の広報において積極的に男女共同参画に関するテーマを取り上げよう、要請を行う。

■ 現行版では「メディアにおける女性の人権の尊重」となっている項目が、「ポイント」では「メディアにおける男女共同参画の推進」に変わり、メディアが自主的に「固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を行うようその取り組みを促す」と語っている。事実上のメディア規制につながりかねない恐れがある

- 施策の基本的方向 部分 問題!!
- 「自主的に」と「取組みを促す」は論理矛盾
- 「固定的な性別役割分担にとらわれることのない」はジェンダーフリー思想そのものではないか
- 「固定的な性別役割分担」部分 この考え方自体が固定観念にとらわされていて問題。この考え方でいくと母親と子供の写っているやさしい場面も固定的役割分担にとらわれているとなる。近頃のテレビ CM などに明らかにこの影響がありすぎ
- 「自主的に女性の人権を尊重した表現や固定的な性別役割分担にとらわれることのない表現を…」部分 「真にあるべき性差・役割分担(生理的・心理的)を否定するものではない」という視点も大切ではないか

- 「国の行政機関の作成する広報・出版物などにおける性差別に…」部分 これが様々に地方自治体での行き過ぎたチェック現象がある。常識の範囲がわからないらしい
- 男女の平等と性差ならびに役割は全く別次元であることを認識した上での方針の記述でなければ誤解を生じさせうる可能性を持つ
- 「性別に基づく固定観念にとらわれないものとなるよう配慮」部分 ジェンダーフリーを目指せと言っているのではないか
- 「性別に基づく固定観念」部分 いいものも悪いものもある。固定観念という表現が問題ではないか
- 「性別に基づく固定観念」部分 「真にあるべき性差・役割分担(生理的・心理的)を否定するものではない」という視点も大切ではないか
- この条項により、地方自治体は「固定観念にとらわれない」→「男女差の一切を排除すべき」と解釈し、事実婚の容認やフリー・セックスの推進とみられる広報物をつくっている。政府の男女共同参画社会形成は、【①「男らしさ女らしさ」を排除するものでない②「ジェンダーフリー」推進ではない】旨を記すべき

10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

(目標)男女平等を推進する教育・学習の充実、多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実を図る。

(1)男女平等を推進する教育・学習

政策の基本的方向

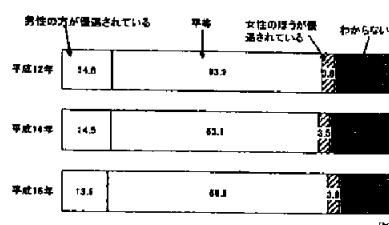
男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

学校教育においては、発達段階に応じ、個人の尊厳、男女平等に関する教育の充実に努める。社会教育においては、男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう、学習機会の提供に努める。また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

主な具体的取組

- ・初等中等教育において、人権の尊重、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などについて指導の充実を図る。
- ・各国立大学法人における女性教員の割合向上などの取組を促す。
- ・大学教育等における女性学等に関する教育の充実を促す。
- ・社会教育において、プログラムの開発や学級・講座の開設など、男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を推進する。
- ・子育て中の親等を対象とした家庭教育に関する学習機会の提供や、子育てに悩みや不安を抱える親に対する相談体制の充実を図る。

* 学校教育の場における男女の地位の平等感



- 「男女平等」部分 「真にあるべき性差、役割分担(生理的・心理的)を否定するものではない」という視点も大切ではないか。
- 行き過ぎたジェンダーフリー教育への歯止めが必要
- 誤った理解に基づく教育ならないほうが良い。内容をしっかりと吟味することが重要
- 「個人の尊厳」 生命の大切さ、家族のつながりの大切さ、権利と義務の関係、助けあうことの大切さも入れてほしい。個人の強調しそぎ。日本人としての自覚も。
- 「男女が生涯を通じて個人の尊厳、男女平等の意識を高めるよう…」は、教育者の偏った思想が直接反映されるおそれがあり、また現在そういう事実がある
- 「人権の尊重」部分 この時期は特に人権よりも親子のつながりや地域との関係の方が優先するはず
- 「女性学等に関する教育」 この数年異常に増えている
- 間違った性教育をする教育者を育てていくことにならないようにして欲しい
- 「大学教育等における女性学等に関する教育の充実を促す」部分 削除
- 「大学教育等における女性学等に関する教育の充実を促す」部分 女性学の内容、目的が不明確。現状の女性学ならばやめた方が良い。従って削除が望ましい
- グラフ「学校の場における男女地位の平等感」 誰が感じた平等感か不明
- 男女平等の定義があいまいであり、「男女の性差の全てを排除すること」が「男女平等」であると拡大解釈される危険がある
- 大学等における女性学等に関する教育の充実は削るべき。現在、大学、短大、1217校のうち女性学、ジェンダー論を必修にしているのは147校。選択必修としているのは192校。全体の3割弱が強制的に学習させられている。芸術関係の大学生に、例えばマルクス経済学を必修させ、マルクス経済学を正しいこととして書かねば単位がもらえないといったこと似た現象が現れているといえば、その異様さがご理解できるだろう。きわめて特殊な考え方と手法に基づいた女性学、ジェンダー学を国が振興していくのは不適当。選択科目を設けるのは、大学の自由だが、必修化してそれを増やしていくのはおかしい。この一文は、そうした動きに根拠を与えることになる。

(2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

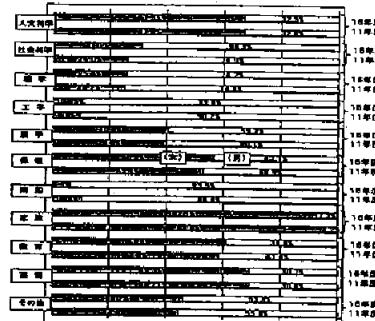
政策の基本的方向

女性の多様化、高度化した学習需要に対応し、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。また、男女共同参画の視点を踏まえた進路指導、就職指導に努める。その際、2000年のミレニアム国連峰會で合意された、2015年までにすべての教育レベルにおける男女格差を解消することを達成目標としている「ミレニアム開発目標」の実現に努める。

主な具体的取組

- ・学校教育の修了後社会に出た後に行われるリカレント教育の機会の充実を図る。
- ・結婚・出産等により、職業生活の中止を余儀なくされた女性の再チャレンジのため、職業生活に必要な能力開発のための学習プログラム等の充実及び学習機会の提供に努める。また、高等教育機関における託児施設の整備等の推進を促す。
- ・女性の進学や進出の割合が低い理工系分野や社会科学分野等も積極的に選択できるよう、進路指導の一層の改善・充実に努める。

* 関係学科別4年制大学在学生数の構成比



- 「リカレント教育」部分 日本語で

- 「エンパワーメント」「リカレント」部分 日本語に改めるべき

11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

(目標)男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組の成果や経験を国内において積極的にいかす。国連諸機関の諸活動への協力、開発途上国の女性支援の推進等を通じ、地球社会へ積極的に貢献する。

- 現行版にもジェンダーの視点は盛り込まれているが、「ポイント」ではそれが一段と強調されている。具体的には「開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントを目指す取組みへの支援を強化する」「ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込むように努める」などと記している

(1)国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透

旗次的基本的方向

女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関する深い各種の条約や、女性2000年会議において採択された「政治宣言」及び北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を社会一般に周知するとともに、積極的に国内に取り入れよう努める。

主な具体的取組

- ・女子差別撤廃条約の国内実施強化に努める。
- ・女子差別撤廃条約選択議定書の批准の可能性について早期に検討を行う。
- ・女性にかかわりの深い条約のうち未締結のものについて、世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ、積極的な対応を図る。
- ・国際規範・基準の国内への更なる浸透を図るための効果的な広報の方策等について検討する。

- 国連の動き自体がフェミニズム思考の人たちのリードで動いており問題
- 國際会議の話は發展途上の国々の中で悲惨な状況にある女性達を何とか支援することが第一義であり、その為の決め事をそのまま日本の社会に持ち込む、この種の運動化や参画局の姿勢が問題
- 「北京宣言」に関してはマザーテレサが警鐘を鳴らした(女らしさや母性を否定して家庭を大切にしない動きを助長する北京の女性会議について)
- 各条約の内容については、日本の現状に即した検討が必要。無条件で批准・推進してよいとはいえない
- 「女子差別撤廃条約批准の可能性」フェミニズムの嵐を体験して、社会秩序の崩壊、青少年の性風俗の乱れ、犯罪の増加に悩まされた。米国はレーガン時代からその反省の下に保守回帰を始め、条約も危険があるとして批准をしていない。
- 「世界の動向や国内諸制度との関係にも留意しつつ積極的な対応を図る」部分 一定の方向性を示すべきではない

(2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

旗次的基本的方向

「GAD(ジェンダーと開発)イニシアティブ」に基づき、男女共同参画の視点に立って国別援助計画を策定することを通じ、開発途上国のすべての分野におけるジェンダー平等・女性のエンパワーメントを目指す取組への支援を強化するとともに、有効な実施・監視体制を整備する。国際協力に携わる者のジェンダーに関する認識の向上を促進する。内外のNGOとの協力、連携を図りつつ取組を進める。

主な具体的取組

- ・「GADイニシアティブ」に基づき、ODAのあらゆる段階においてジェンダーの視点を盛り込むよう努める。
- ・援助案件について男女共同参画の視点を盛り込むよう努める。
- ・支援の実施に当たり、男女共同参画に資するような案件内容に対するように努める。
- ・ジェンダー平等に資する案件の発掘及び実施に努める。
- ・国際会議において、男女共同参画を重視する我が国のODA政策を積極的に公表する。
- ・ODA、軍縮問題等对外政策分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進する。国際機関等の専門職員、日本政府代表などに女性及び男女共同参画に深い識見を有する者がより多く参画できるように努める。
- ・政府とNGOとの連携・協力を推進する。

● 国連・国際機関における男女別・クラス別日本人正規職員数

年	男性		女性	
	D以上	P	D以上	P
2004	45	263	14	288
2003	39	253	12	253
2002	45	238	14	224
2001	41	228	13	196
2000	45	224	13	186

注: Pレベル:専門職以上、Dレベル:幹部職員

- 「ジェンダー」という用語は言い換えるべき
- 「ジェンダーの視点」「ジェンダー平等」 日本語になっていない
- 「ジェンダー平等」部分 男女平等でよい
- 「ジェンダーに関する認識の向上」「ジェンダーの視点」部分 「真にあるべき性差・役割分担(生理的・心理的)を否定するものではない」という視点も大切なないか
- 「GAD イニシアティブ」絶対主義でよいのか要検討
- 各国にもそれぞれの伝統文化、固有の家族制度がある。特定の価値観を押し付けるような支援でなく、相手国、国民の必要性、要望に沿ったODAを考えるべきである。

12. 新たな取組を必要とする分野における男女共同参画の推進

(目標) 科学技術、防災・災害復興、地域おこし、まちづくり、観光、環境の分野において男女共同参画を推進し、各分野の新たな発展を期待する。

- 全体的項目に「女性の参画を拡大」という表現が多用されている。逆差別につながる発想ではないか
- 女性の参画ばかり書かれているが、地域活動や文化活動などへの男性の参画促進が、健全な社会形成に不可欠でいかと思う
- ビジネス社会における「男性の解放」の視点が全くないのは片手落ちではないか。真の男女共同参画を言うなら両者の視点が不可欠であろうと思う

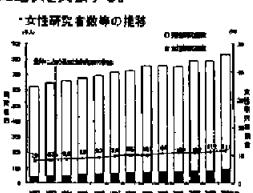
(1) 科学技術

施策の基本的方向

女性研究者の採用機会等の確保及び勤務環境の充実を促進するとともに、科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画割合を高める。また、理工系分野の人材育成の観点から、女子高校生等のこの分野への道筋選択を支援する。

主な具体的取組

- ・科学技術に係る政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・女性研究者の採用やプロジェクト参加等の機会を確保するとともに、勤務環境を整備する。
- ・研究と出産・育児等の両立支援策に取り組む。
- ・女性若年層の理工系への関心・理解を高める。



- 女性のみをサポートするのは男性の逆差別につながるのではないか

(2) 防災・災害復興

施策の基本的方向

災害発生時の経験から、被災時には増大した家庭的責任が女性に集中するなどの問題が明らかになっており、防災・復興対策は、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。これら被災・復興状況における女性をめぐる諸問題を解決するため、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を確立する。

主な具体的取組

- ・防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・地方公共団体の災害に関する各種対応マニュアル等に男女共同参画の視点を踏まえるよう支援を行う。
- ・消防職員・警察官・自衛官等について、防災の現場に女性職員が十分に配置されるよう、採用・登用の妥協も含め留意する。
- ・「防災協力イニシアチブ」に基づき、国際的な防災協力に当たっては、男女共同参画の視点を踏まえて援助を行う。

- わが国はいつどこで大規模な災害が発生してもおかしくはない。自然災害は防ぐことはできないが、日常的な備えは必要。大災害が起きたとき、公的な支援の到着は遅れるということを阪神淡路大震災の時にあったと聞いています。大災害では家庭、地域、職場での生命財産への被害を軽減するのは自分達の手による。特に家庭・地域において救助、救命、避難所の世話などで果たす女性の役割は大きいものがある。男女ともに災害と防災に対する知識は必要であり、修得するための支援を行なうべき
- 「防災の現場に女性職員が十分配置…」「男女共同参画の視点を踏まえて援助」部分「女性の生理的特質(体力・メンタリティ)への配慮を踏まえ」を挿入

(3) 地域おこし、まちづくり、観光

施策の基本的方向

地域の文化・産業を男性も女性も参画して新たな視点で見直し、地域おこし、まちづくりを進め、更にはそれを基礎とした観光を通じて国内外の人々との交流を深めることで、地域の活性化、暮らしの改善を実現する。地域おこし、まちづくり、観光に関する男女共同参画を更に推進する。

主な具体的取組

- ・地域おこし、まちづくり、観光に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・地域おこしに関する自主的学習グループへの支援など、男女の学習機会を増やす。
- ・地域おこし、まちづくり、観光に関する女性の人才培养、男女共同参画についての意識啓発を行う。
- ・女性が参画した地域づくりの優良事例の普及、各地の自主的な取組への支援等を実施する。

(4) 環境

施策の基本的方向

環境保全に關する女性の高い関心、豊かな知識や経験がより広くいかされるよう、女性の地位向上にかかる施策などとあいまって、環境の分野において男女の共同参画を進める。

主な具体的取組

- ・環境保全分野での政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する。
- ・環境問題に関する取組について、事業の実施が女性と男性に対してそれぞれどのような影響を与えるかに関して十分配慮する。
- ・「持続可能な開発」の実現に必要な教育への取組と国際協力を積極的に推進する。

● 環境への関心



総合的な取組に向けた計画の推進体制の整備・強化

■ 総合的な取組みに向けた計画の推進体制の整備・強化 二重線部分削除

1. 国内本部機構の組織・機能等の拡充強化

■ 基本的方向

男女共同参画社会の形成のための取組を総合的かつ効率的に推進するためには、その基盤となる国内本部機構の組織・機能の整備・強化が重要である。中央省庁等改革によって男女共同参画社会の形成の促進のための体制が強化されたが、その機能を最大限に発揮するため、その的確な運用を図る。

■ 主な具体的取組

- (1)男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画会議の機能発揮
- ・男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査
- (2)総合的な推進体制の整備・強化等
- ・行政職員の研修機会等の充実
- ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等
- ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等
- ・国際機関、諸外国の国内本部機構との連携・協力の強化等
- ・苦情の処理等のための、行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用

2. 地方公共団体、NPO、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

■ 施策の基本的方向

地方公共団体の主体的な取組に対して積極的な支援を行う。また、NPO、NGOの自主性を尊重しつつ可能な支援を進める。特に、特定非営利活動促進法(NPO法)において特定非営利活動の一つに位置付けられている男女共同参画社会の形成の促進をする活動を行っているNPOとの連携を強化する。

■ 主な具体的取組

- ・地方公共団体との連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設の充実
- ・NPO、NGOとの連携の強化
- ・男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

3. 女性のチャレンジ支援

■ 支援の基本的方向

女性が政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上へのチャレンジ」、從来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横へのチャレンジ」、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」を推進し、女性の新しい発想や多様な能力の活用により、女性が活躍し、男性もゆとりのある生き方を目指す、暮らしの構造改革を実現するための総合的な支援策を講じる。このため、チャレンジしたい女性が必要な情報をいつでもどこでも入手ができるよう、情報提供システムや人のネットワークを構築する。

■ 主な具体的取組

- ・様々な分野において、女性が希望を持って未来にチャレンジできるよう、身近なチャレンジモデルを提示し、一人一人が具体的に自分に合ったチャレンジをイメージし、選択できるようにする。
- ・いつでも、どこでも、誰でもチャレンジしたいときに、女性がチャレンジできる環境が重要であり、情報の一元化や関係機関のネットワーク化による、ワンストップ・サービス等を提供する環境を構築するための取組を行う。このため、女性センター・男女共同参画センター等がネットワークの拠点施設として、チャレンジ支援策に関する情報提供や相談を行うワンストップ・サービスを提供できるよう、都道府県や拠点施設への支援を行う。
- ・人材育成の観点から、女性若年層に対するチャレンジ支援を推進する。また、地域の活性化のため、女性の活躍による地域づくりの好事例の普及等を行う。
- ・女性のチャレンジの実態を把握するための指標の開発と普及を行う。

● いなかかる具体策を考えているのか

- 「男女共同参画社会の形成・推進するためにはその基盤となる国内本部機構の組織・機能整備・強化が重要である。」**二重線部分削除**
- (2) 行政職員の研修機会等の充実 ・男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の機動的開催等 ・男女共同参画推進本部担当部署の充実等 ・苦情の処理等のための行政相談委員、人権擁護委員等の積極的活用 **二重線部分削除**

- 「いつでもどこでも誰でもチャレンジしたいときに女性が…」部分 女性の自己決定、自己実現偏重思想ではないか。結婚・家庭制度の否定につながるのではないか